

豊田 PCB 処理事業における豊田市の対応について

1 豊田 PCB 処理施設への立入検査の実施状況について

令和3年度第3回の安全監視委員会後（令和4年2月4日から令和4年9月21日まで）、市は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）豊田 PCB 処理事業所へ計8回の立入検査を行いました。

概要は表1のとおりです。

表1 JESCO への立入検査の概要

	立入日	検査概要
①	令和4年 2月24日	【行政検査】 ・行政検査（排出ガス中のPCB濃度測定）を実施した。 結果、排出管理目標値が遵守されていることを確認した。
②	3月22日	【施設状況の確認】 ・稼働状況に異常は見受けられなかった。
③	4月15日	【施設状況の確認】 ・稼働状況に異常は見受けられなかった。
④	5月16日	【施設状況の確認】 ・稼働状況に異常は見受けられなかった。
⑤	6月28日	【施設状況の確認】 ・定期検査後で稼働はまだしていない状況だったが、施設の状況に異常は見受けられなかった。
⑥	7月26日	【PCB含有油漏洩事故状況の確認】 ・7月22日に発生した鉍物油配管内の洗浄油が漏洩した事故の発生を受け、状況の確認を行った。 ・立入時には事故のあった配管から油は抜かれており、漏洩は止まっている状況だった。 ・漏洩事故現場はビニールシートで簡易的に閉鎖され、活性炭吸着装置で空気中のPCBの除去が行われていた。 ・立入後に漏洩を起こしたバルブを撤去し、メーカーに原因調査を依頼するとのこと。
⑦	7月28日	【施設状況の確認】 ・稼働状況に異常は見受けられなかった。 ・漏洩事故のあったバルブについては、既に取り外されていた。

⑧	8月22日	【行政検査】 ・行政検査（排出ガス中のPCB濃度測定）を実施した。 現在結果について分析中。
---	-------	--

2 令和3年度 PCB 環境モニタリング調査について

(1) 調査地点及び時期

PCB 処理施設の稼動に伴う環境への影響を把握するため、平成 14 年度から大気、河川水質、河川底質について、平成 16 年度からはそれらに土壌を追加して PCB 環境調査を実施しています。調査地点は、表 2 及び図 1 のとおりです。

表 2 PCB 環境モニタリング調査地点及び時期

調査媒体	調査地点名	所在地	回数	調査時期
大 気	①山之手小学校	山之手 6 丁目	2 回/年	夏・冬
	②南部局	竹元町南細畔		
	③小原支所	小原町上平		
水 質	④逢妻男川 (PCB 処理施設 直下流)	元町地内	2 回/年	夏・冬
	⑤逢妻男川 (雲目橋)	駒場町雲目		
底 質	④逢妻男川 (PCB 処理施設 直下流)	元町地内	1 回/年	冬
	⑤逢妻男川 (雲目橋)	駒場町雲目		
土 壤	①山之手小学校	山之手 6 丁目	1 回/年	夏

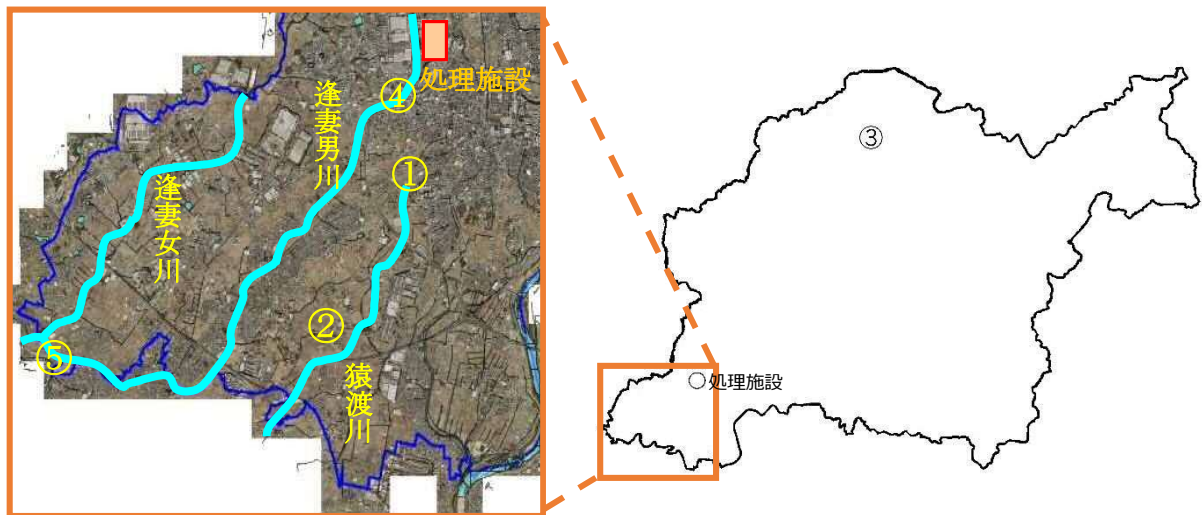


図 1 調査地点

(2) 調査結果について

令和3年度冬季調査（大気、河川水質、河川底質）を実施し、いずれの結果も平成14年から環境省が実施している全国調査結果の範囲内であり、施設稼働に伴う異常は認められませんでした。

調査結果は表3、経年変化については、図2から図5のとおりです。

今後も継続して、PCB処理施設の稼働に伴う環境への影響を把握してまいります。

表3 環境モニタリング調査結果

媒体	調査地点	項目	H14~H17 夏季 (操業開始前)	H17 冬季~R3 夏季 (操業開始後)	R3 冬季	H14~R2 環境省 全国調査
大気	①山之手小学校	総 PCB(pg/m ³)	94~300	39~810	41	16~3,300
		Co-PCBs(pg-TEQ/m ³)	0.0033~0.0051	0.000086~0.0055	0.00013	
	②南部局	総 PCB(pg/m ³)	110~570	43~790	44	16~3,300
		Co-PCBs (pg-TEQ/m ³)	0.0034~0.0090	0.000074~0.0070	0.00055	
	③小原支所	総 PCB(pg/m ³)		24~550	19	16~3,300
		Co-PCBs (pg-TEQ/m ³)		0.000063~0.0057	0.00012	
河川水質	④逢妻男川 (処理施設直近)	総 PCB(pg/L)	1,300~1,500	120~1,900	330	nd~11,000
		Co-PCBs (pg-TEQ/l)	0.035~0.20	0.0014~0.10	0.0047	
	⑤逢妻男川 (雲目橋)	総 PCB(pg/L)	320~2,200	120~8,600	120	nd~11,000
		Co-PCBs (pg-TEQ/l)	0.033~0.19	0.00085~0.096	0.0042	
河川底質	④逢妻男川 (処理施設直近)	総 PCB(pg/g)	17,000	420~6,700	1600	nd~5,600,000
		Co-PCBs (pg-TEQ/g)	1.0	0.0064~0.15	0.013	
	⑤逢妻男川 (雲目橋)	総 PCB(pg/g)	400	120~2,600	260	nd~5,600,000
		Co-PCBs (pg-TEQ/g)	0.022	0.0054~0.089	0.0072	
土壌	①山之手小学校	総 PCB(pg/g)	220~360	20~1,200		
		Co-PCBs (pg-TEQ/g)	0.070~0.12	0.000057~0.18		

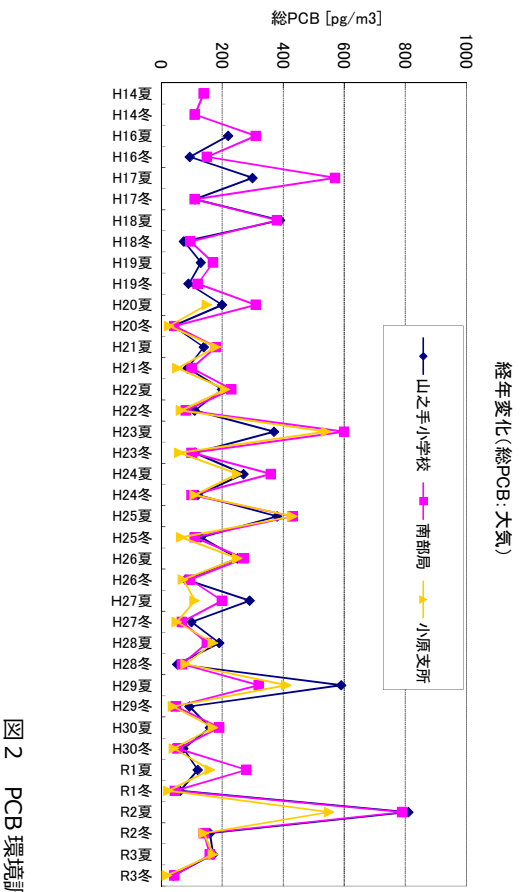
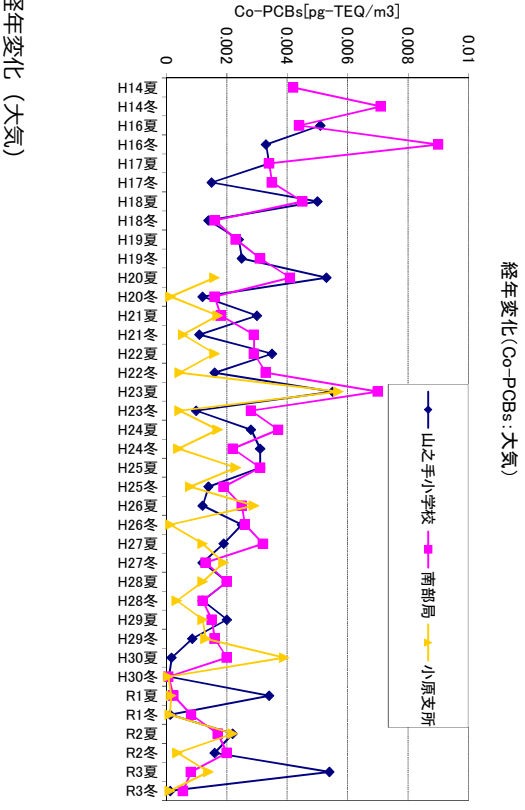
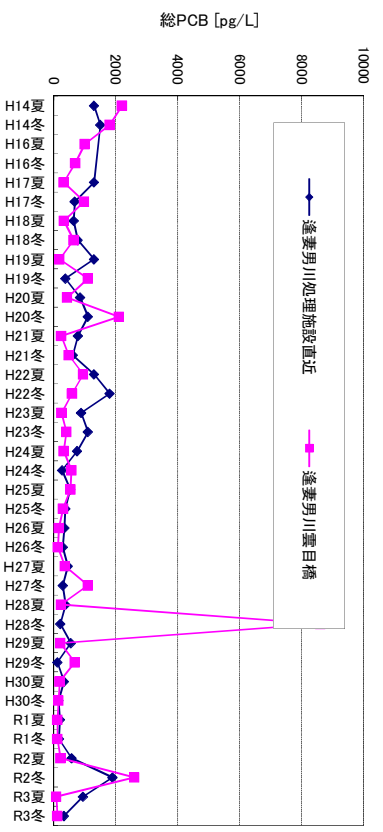


図2 PCB環境調査の経年変化(大気)



経年変化(総PCB: 水質)



経年変化(Co-PCBs: 水質)

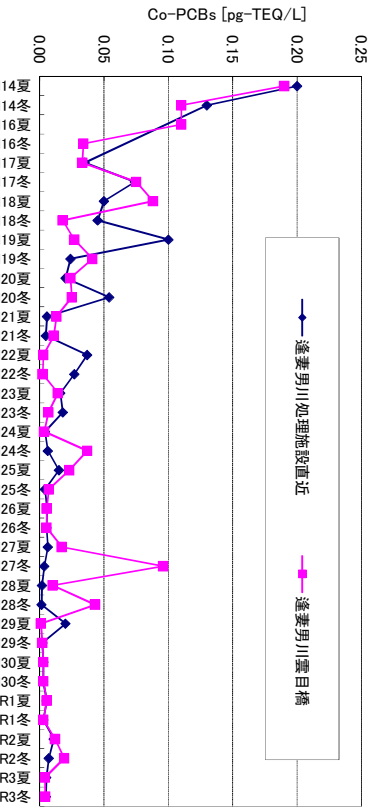


図3 PCB環境調査の経年変化(河川水質)

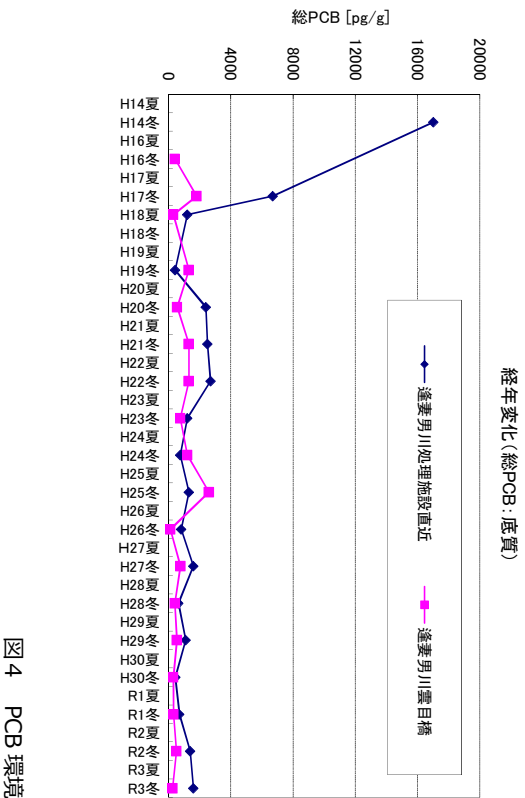


図4 PCB環境調査の経年変化(河川底質)

経年変化(総PCB: 土壌)

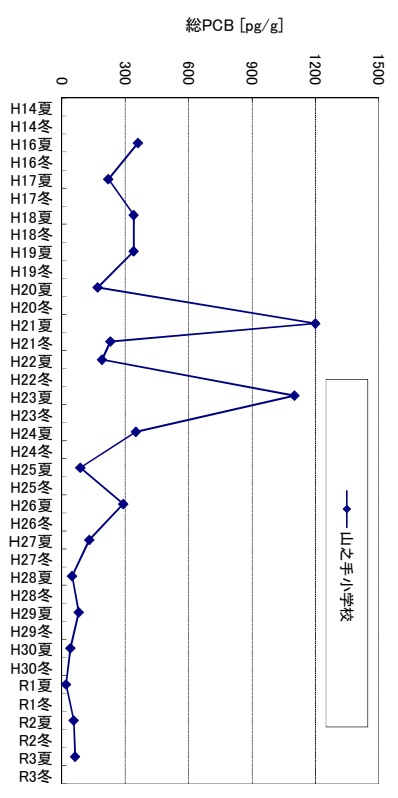
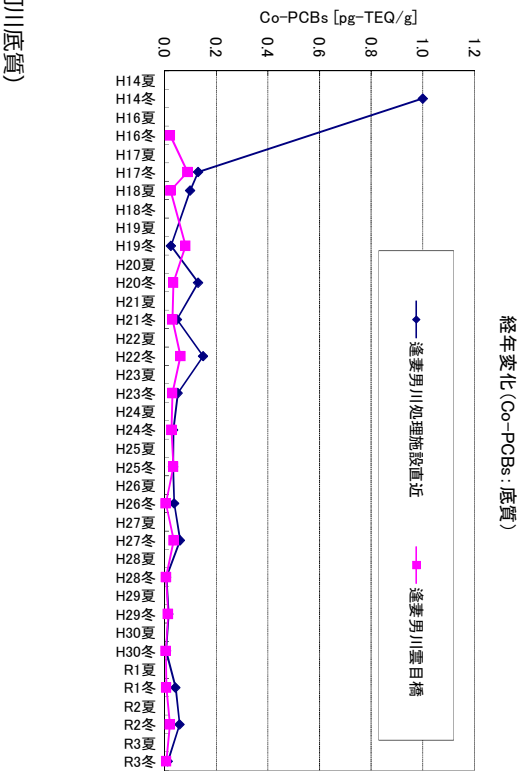
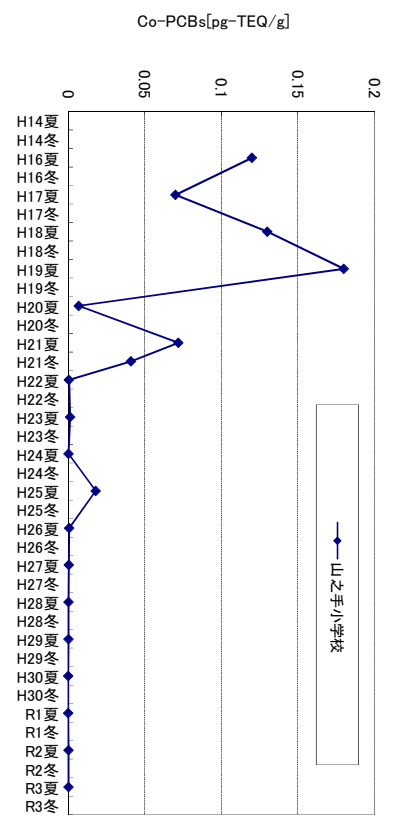


図5 PCB環境調査の経年変化(土壌)



経年変化(Co-PCBs: 土壌)



3 環境省検討要請に対する回答について

環境省要請（別紙1）に対する回答として、令和4年3月24日に別紙2のとおり条件を付けて受諾する旨の回答をしました。これに対して別紙3のとおり、令和4年3月31日に環境省より当市の条件を承諾する旨の回答を受理しました。

4 豊田市 PCB 廃棄物処理計画の改定について

国のPCB廃棄物処理基本計画の変更に伴い、令和4年9月1日付けで豊田市PCB廃棄物処理計画を改定しました。改定の概要については別紙4のとおりです。

5 豊田市 PCB 処理安全監視委員会作業部会について

前回の安全監視委員会以降、2回の作業部会を開催しました。

（1）令和3年度第2回作業部会（令和4年3月14日開催）

令和3年度第2回作業部会では、JESCO 豊田事業所施設全体の解体・撤去計画について、JESCO による説明と計画が適切かの検討を行いました。委員からは、住民理解の点から環境モニタリングが重要になるため、その方法や頻度等の計画を予め定めておく必要があるという意見や、解体を請け負う業者が PCB に対する知識や経験の不足から事故等が発生することが懸念されるため、業者選定は慎重に行うこと、同業者への PCB 曝露や漏洩防止のための教育をしっかりと行うことが必要であること等の意見が出されました。

（2）令和4年度第1回作業部会（令和4年8月8日開催）

令和4年度第1回作業部会では、先行解体として実施する小型コンデンサ自動解体ラインの解体撤去について、JESCO による説明と、計画が適切かの検討を行いました。委員からは、小型コンデンサ自動解体ラインを先行解体する理由について、PCB 濃度や施設の解体・撤去計画全体の展望から安全監視委員や住民が理解できる説明をしてほしい等の意見が出されました。また、解体・撤去に伴う周辺環境モニタリングの方法や回数等について、今後の作業部会の中で検討していくこととしました。

環循施発第 2109221 号
令和 3 年 9 月 2 2 日

豊田市長 殿

環境大臣
(公印省略)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社によるポリ塩化ビフェニル廃棄物
処理事業の継続及び処理対象物について

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物処理については、貴市において処理事業を行う中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）への指導監督をはじめ、環境モニタリングや、豊田市PCB処理安全監視委員会等を通じたPCB廃棄物処理事業の安全確保等に御尽力いただき、心より感謝申し上げます。

JESCOによるPCB廃棄物処理は、平成16年に北九州事業の開始により始まりましたが、全国5事業所で発生した追加的な作業員の安全対策や処理工程における技術的な改善対策等、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により処理の進捗に遅れが生じたことから、一日も早く日本全体のPCB廃棄物を処理するためには、JESCO各事業所の能力を最大限活用する処理体制の構築が不可欠との結論に至り、平成26年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」を改定し、処理期限を延長するとともに、一日も早い処理完了に向けて取り組むことと致しました。

さらに、平成28年にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）を改正し、保管事業者の遵守すべき処分期間を設定するとともに、行政代執行の導入など、早期処理に向けた制度的な対応を行ってきました。

その結果、豊田事業地域における大型変圧器・コンデンサー等の処理は、平成17年の操業以降、当初の見込みを上回る量の処理を実施しています。しかし、先行する北九州事業地域における計画的処理完了期限後の大型コンデンサー等の新規発見事例を踏まえると、豊田事業地域における大型変圧器・コンデンサー等の処理完遂のためには、令和4年度末の計画的処理完了期限後の処理体制の確保が必要と考えています。

また、北九州事業地域で新規発見された大型コンデンサー等については、継続保管が長期化しており、有識者会議において環境リスクの増加が指摘される等、処理方法の確立が求められています。

環境省としては、今後、J E S C O 豊田事業所における処理について一層の安全確保に努めるとともに、下記のとおり事業終了準備期間を活用し、同期間内に確実に処理が終わるよう関係機関とも連携し、計画的かつ早期に処理が行われるよう取組を強化するとともに、北九州事業地域で保管されているコンデンサー等の処理を J E S C O 豊田事業所及び大阪事業所において行いたいと考えています。

なお、北九州・大阪・東京・北海道の4事業地域でも、当初の見込みよりも掘り起こし調査の進展等により処理対象量が増加していること等を踏まえ、処理完了時期の延長や事業終了準備期間の活用をしつつ、早期の処理完了を目指してまいりたいと考えております。

貴市には、処理施設の立地を受け入れていただき、これまで、安全な操業及び処理推進に対する御協力をいただいておりますが、新たな処理体制の構築に当たり、改めて御協力をお願いせざるを得ない状況となっております。

つきましては、P C B 廃棄物の処理が地球環境の保全及びわが国の環境の保全を図る上で極めて重要であることを御理解いただき、下記事項について御検討いただきますようお願いいたします。

記

(1) J E S C O 豊田事業処理の継続について

計画的処理完了期限後の大型コンデンサー等の新規発見に備えて、事業終了準備期間のうち、令和5年度末まで処理を継続することとしたい。

(2) J E S C O 豊田事業の処理対象物について

現在の J E S C O 豊田事業の処理対象物に加えて、北九州事業地域における大型変圧器・コンデンサー等の計画的処理完了期限後に同事業地域で発見されたコンデンサー等の一部も処理対象物とすることとしたい。

(3) 処理施設の解体・撤去について

J E S C O 豊田事業所の解体・撤去については、J E S C O 北九州事業所1期施設の先行解体実績を踏まえると、令和7年度末までの完了は難しく、数年間の期限の延長をお願いしたい。

豊 廃 発 第 1 5 6 3 号
令 和 4 年 3 月 2 4 日

環境大臣 山口 壯 様

豊田市長 太田 稔彦
(公 印 省 略)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社によるポリ塩化ビフェニル廃棄物
処理事業の継続及び処理対象物について（回答）

令和3年9月22日付け環循施発第2109221号にて、当市に検討の要請のありましたことについて、下記に示す条件の承諾を前提に受入れます。

記

1 豊田事業所における処理期限について

- ・豊田事業所で受入れたPCB廃棄物の処理は、令和5年度末までに終わること。
- ・施設解体時に発生するPCB廃棄物の処理は、令和7年度末までに終わること。

2 PCBの適正な処理について

- ・国は、豊田事業所が行う施設の点検や更新等の施設の老朽化対策の取組について指導監督を行うとともに、必要な財政支援を行い、安全かつ確実な処理を継続できるようにすること。
- ・豊田事業所での受入終了後となる令和6年度以降の処理方針を早急に決めること。
- ・豊田事業所で処理できない処理中や解体時に発生する高濃度PCB廃棄物の処理先は、国の責任で確保すること。
- ・今後のPCB処理にあたっては、PCB特別措置法との不整合が生じないように、必要な措置を講じること。

3 施設の解体について

- ・解体は、安全を第一に作業を行いつつも、早期の解体完了に最大限取り組むこと。
- ・解体中、施設撤去後のモニタリングを適切に行い、情報を開示すること。
- ・施設の解体では、地元業者の活用に努めること。

4 その他

- ・施設の解体撤去が完了するまで、立地自治体としての豊田市の負担を軽減すること。
- ・地域の活性化に寄与するよう配慮すること。

環循施発第 2203312 号
令和 4 年 3 月 31 日

豊田市長 殿

環境大臣
(公印省略)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社によるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の継続及び
処理対象物について（回答）において示された条件の承諾について

令和 3 年 9 月 22 日付け環循施発第 2109221 号にて御検討をお願いした件につきましては、
令和 4 年 3 月 24 日付け豊廃発第 1563 号により要請を受け入れるに当たっての条件を提示
いただいたところですが、環境省としては、これを承諾いたします。

つきましては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の安全確保及び処理完了に向けて、引
き続き貴市の御協力をいただきますようお願いいたします。

国のPCB処理基本計画に伴う豊田市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更について

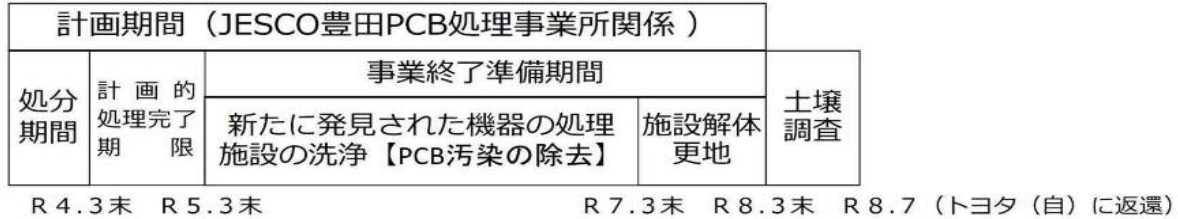
1 豊田市PCB処理計画とは

豊田市内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するために、PCB特措法、国のPCB処理基本計画に即して策定するもの。(平成16年12月策定)

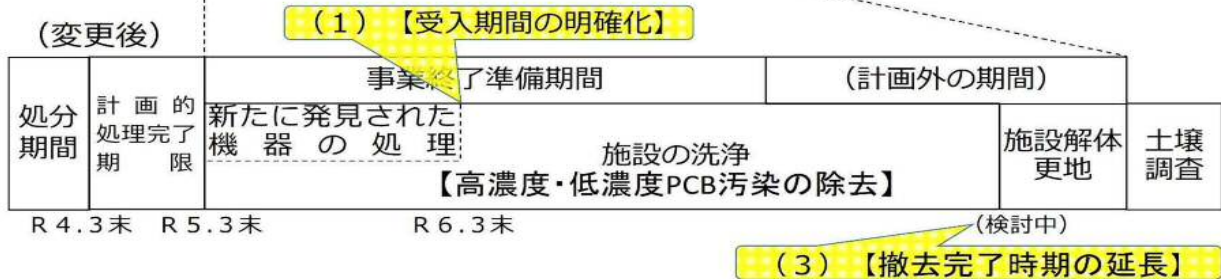
2 国の処理基本計画の変更

- ・令和3年9月の国から要請内容

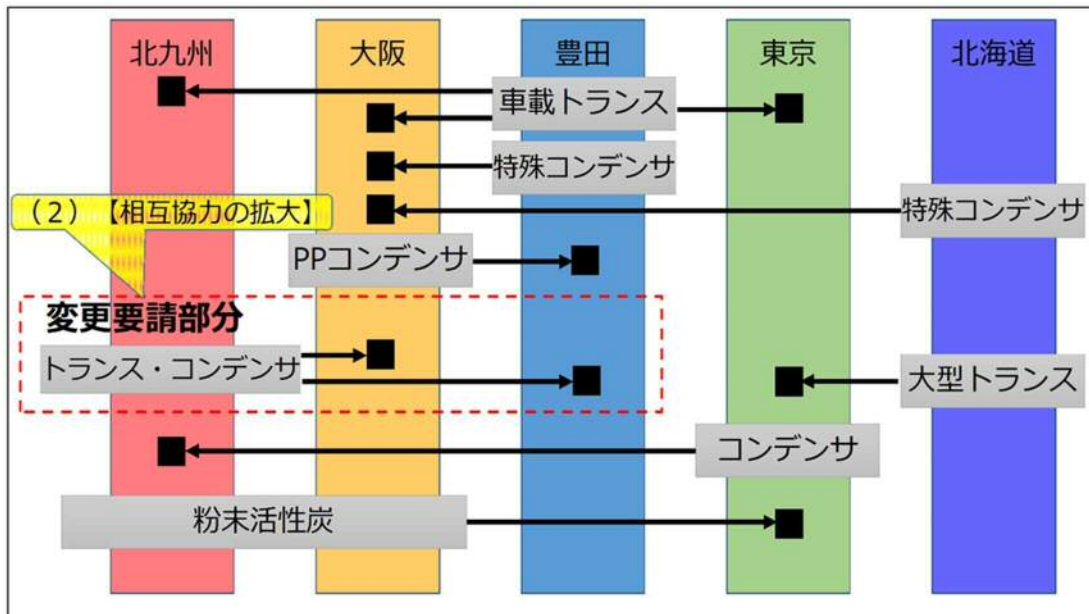
(変更前)



(変更後)



○相互協力 (変更後)



- ・本市は、令和4年3月、条件付きで回答
- ・令和4年5月31日、「国のPCB処理基本計画の変更」が閣議決定 (計画に記載のある上記要請の(1)及び(2)の変更)

3 本市PCB処理計画の変更

- ・国の計画変更に伴い豊田市PCB処理計画を変更する。
- ・施行：令和4年9月1日